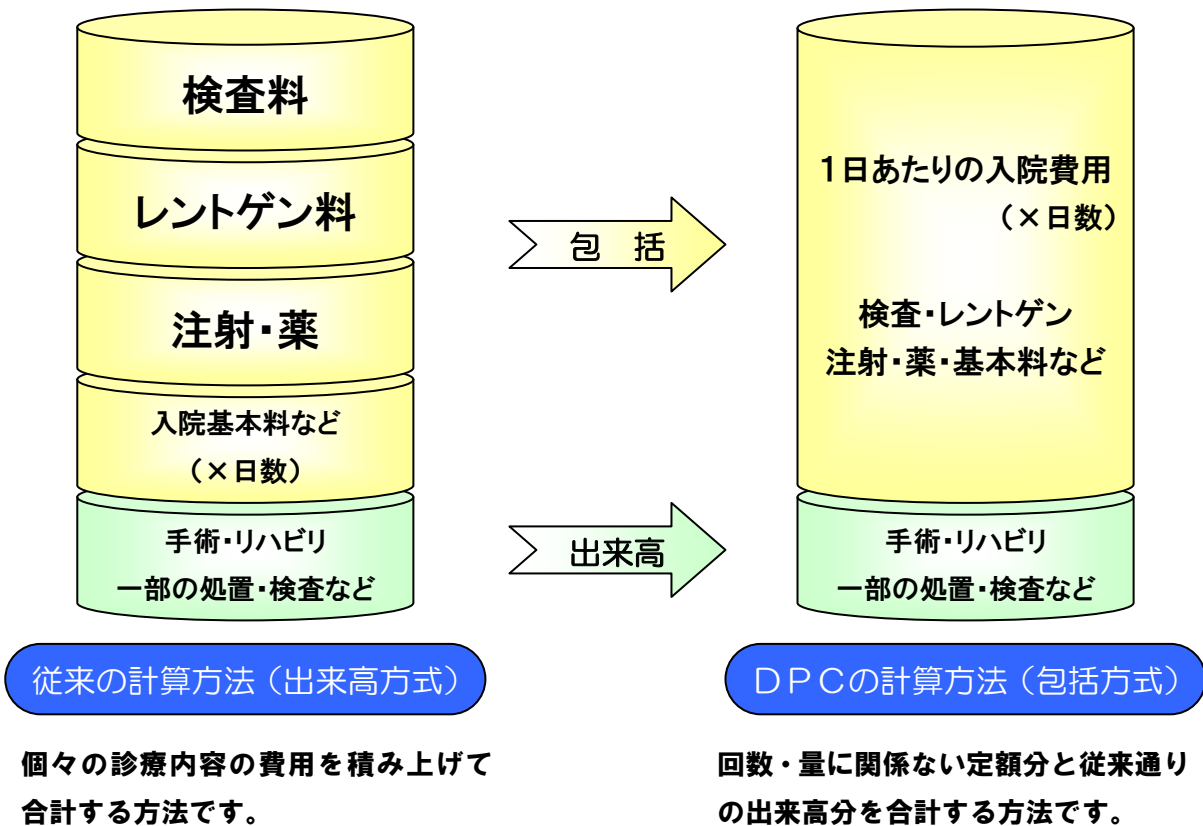


平成23年4月1日より

入院医療費の計算方法が変わります

(4F・5F・6F・ICUにご入院される患者様が対象です)

蘇生会総合病院は、厚生労働省が指定する「包括評価方式(DPC)」という新しい医療費制度での請求を実施する病院となりました。この制度は京都府の主たる病院ですでに実施されています。当院でも平成23年4月1日以降にご入院された方から入院費の計算方法が変わります。これまでの計算方法は、診療行為ごとに料金を合計して入院医療費を計算する『出来高方式』でした。新しい計算方法では、患者様の病状や診療内容に応じた1日あたりの定額の医療費を基本に、入院医療費を計算する『包括方式』となります。



新しい計算方法のQ&A

Q1. すべての入院患者様がこの制度の対象となるのですか？

入院患者様の病名や診療内容によって分類された診断群分類(約1,881分類)のいずれかに、該当すると主治医が判断した場合に、DPCにより医療費を計算します。病名がこの診断群分類のいずれにも該当しない場合や下記のような場合には、従来の計算方法(出来高方式)となります。

- ★交通事故や労働災害等の自由診療で入院をされる方
- ★療養病棟・回復期リハビリ病棟に入院中の方 など

Q2. DPCの対象となる病気でも出来高方式で計算してもらえますか？

厚生労働省の定めにより、DPCの対象となる病気は出来高方式での計算ができません。

Q3. 出来高方式と比べて、入院医療費は高くなるの・安くなるの？

DPCでは入院している間の病名や行った手術等によって、1日あたり金額が決まります。従って出来高方式と比べて病名により、高くなる場合もあれば、安くなる場合もあります。また入院された日数によっても、1日あたりの金額が変わる仕組みになっています。

Q4. 投薬・注射はすべて包括となるのですか？

退院処方および手術に使用する投薬・注射は出来高方式での計算となります。

Q5. 検査・処置はすべて包括となるのですか？

内視鏡、病理検査、診断穿刺、検体採取、血管造影（選択的動脈カテーテル法）は出来高となります。また処置については、高額（1,000点以上）の処置（高気圧酸素治療や半肢以上のギプス包帯など）は出来高方式での計算となります。

Q6. 主病名以外の検査・治療は行えますか？

原則として行うことができません。ただし、医師の判断により必要な治療は行います。

Q7. 医療費の支払方法はどう変わるのですか？

支払方法に変更はありません。入院係より病室へ直接請求書をお持ち致しますので、本館1階「会計窓口」にてお支払い下さい。（クレジットカードでの支払も可能です）

DPC請求についての精算について（ご注意）

入院後病状の経過や治療の内容によって診断群分類が変更になった場合には、医療費が変動することとなるため、翌月に前月までの支払額との差額調整を行うことがあります。

例）前月に腰痛で入院⇒翌月に椎間板ヘルニアと病名確定した場合、前月分のお支払も変更後の診断群分類（この場合は椎間板ヘルニア）に合わせた支払いに変更させていただきます。そのためすでにお支払いをされている会計について、再精算が発生する場合があります。御理解と御協力をお願いします。

Q8. 高額療養費の扱いはどうなるのですか？

高額療養費制度の取扱いは従来と変わりません。